

IV. 知的財産侵害物品の取締り

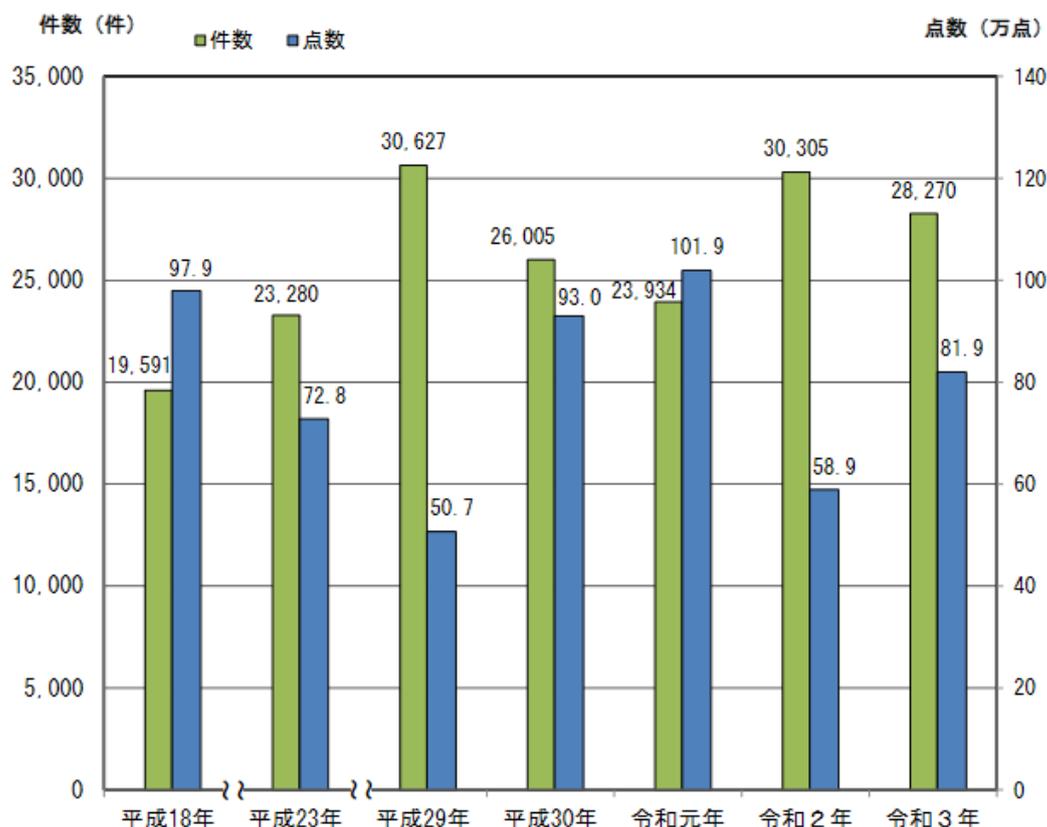
偽ブランド品などの知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 により輸出及び輸入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。知的財産を侵害する物品であると認定された場合、税関により没収されるのみならず、場合によっては関税法第 109 条等にて処罰されることがあります。

1. 知的財産侵害物品の差止状況

(1) 差止実績の推移（令和3年※）

税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、28,270 件（前年比 6.7%減）で、前年と比べて減少はしたものの、引き続き高水準となっています。輸入差止点数は、819,411 点（前年比 39.1%増）でした。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



(注) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。

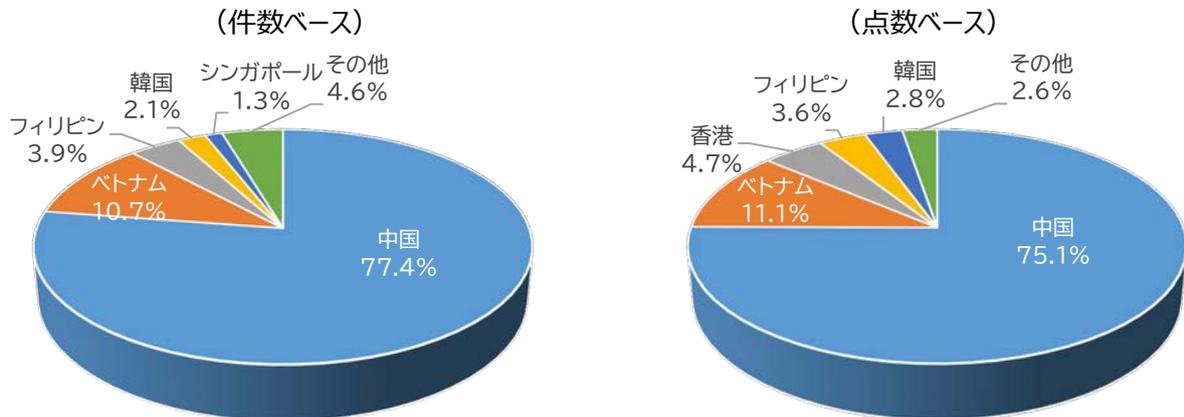
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。

※ 税関 HP https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/g_001.htm

(2) 仕出国（地域）別輸入差止実績

輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが 21,885 件（構成比 77.4%、前年比 15.3% 減）で、引き続き高水準にあります。輸入差止点数も、中国を仕出しとするものが 615,539 点（構成比 75.1%、前年比 50.0%増）で、件数、点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が依然として高くなっています。

仕出地別輸入差止実績の構成比（令和 3 年）

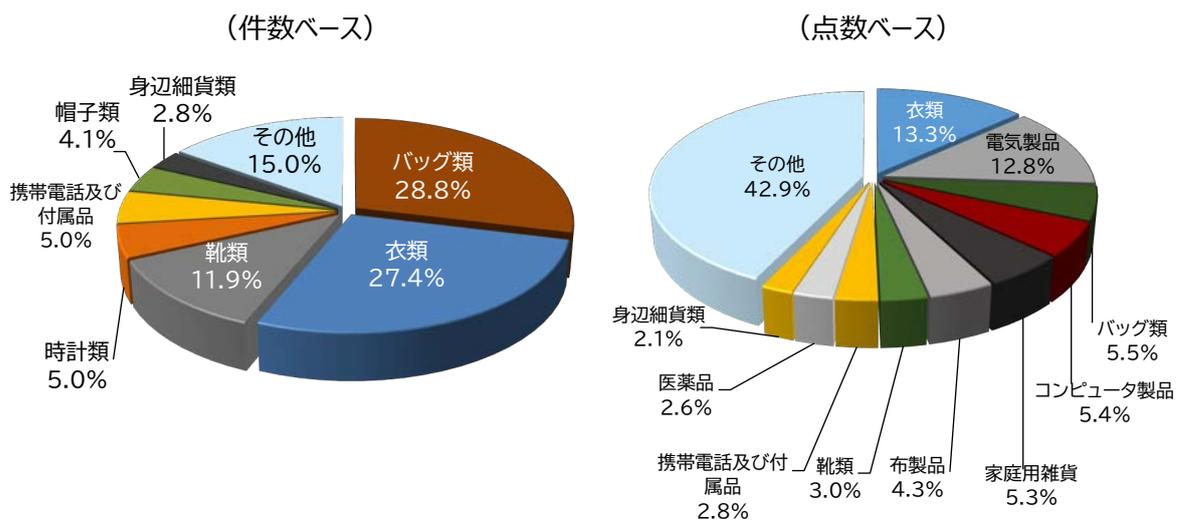


(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

(3) 品目別輸入差止実績

輸入差止件数は、財布やハンドバッグなどのバッグ類が 9,570 件（構成比 28.8%、前年比 3.6%減）と最も多く、輸入差止点数は、衣類が 108,684 点（構成比 13.3%、前年比 60.8% 増）と最も多くなっています。

品目別輸入差止実績の構成比（令和 3 年）



(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

(4) 知的財産侵害物品の主な差止事例

◆輸入差止めが多い物品	
<p>スマートフォンケース (商標権)</p> 	<p>イヤホン (意匠権)</p> 
◆令和3年に差止めが増加した物品	
<p>箸 (商標権)</p> 	<p>トレーニング器具 (意匠権)</p> 
◆健康や安全を脅かす危険性のある物品	
<p>マスク (商標権)</p> 	<p>エアロゾル生成装置のカートリッジ (特許権)</p> 

2. 知的財産侵害物品の摘発状況

令和3年の1年間において、密輸入事件等 11 件を告発しました。

[事例 1] 著作権を侵害する物品の密輸入事件

マレーシアから航空小口急送貨物により

著作権を侵害する DVD 合計 175 セット (525 枚)

を密輸入しようとした日本人 3 名を関税法違反で告発しました。

(令和3年2月、3月・東京税関)



[事例 2] 著作権を侵害する物品の密輸入事件

シンガポールから国際スピード郵便により

著作権を侵害する金具 (チャーム) 252 点

を密輸入しようとした日本人を関税法違反で告発しました。

(令和3年1月・神戸税関)



[事例 3] 商標権を侵害する物品の密輸入事件

フィリピンから国際宅配貨物により

商標権を侵害するパンツ 29 本及びパーカー 1 点

を密輸入しようとしたフィリピン人 1 名及び法人 1 社を関税法違反で告発しました。

(令和3年2月・名古屋税関)

